

【改葬の流れについて】

現在のお墓から新しいお墓などにご遺骨を移すことを「改葬」と言います。

改葬は、自治体の手続き(改装許可)と、墓石撤去やご遺骨の移動など作業が必要になります。

◆他所の墓地から当公社霊園の墓地にご改葬する場合の流れ

①当公社にご改葬する旨の連絡をしてください。

以降の流れについて、ご相談しながら個々のご事情に応じて対応を決めていきます。

当公社霊園に墓地をお持ちでない方は、新たにご契約、墓石建立からとなります。

②現在の墓地所在地の自治体に改葬申請を行い、改葬許可をもらう。

現在の墓地所在地の役所に改葬したい旨をご連絡頂き、改葬手続きを行ってください。

手続きが終わりますと改葬許可が下ります。

③現在の墓地から出骨を行う。

改葬許可が下りてから、現在の墓地より出骨します。

場合により墓終い(墓石撤去や解約など)を行います。

必要に応じて、石材店やお寺、神主等と日取りの調整をしてください。

④当公社霊園の墓地にご納骨する日取りを決める。

ご納骨の際に神仏に拜んでもらうのが一般的です。必要に応じ、寺社と日取りの調整をしてください。

また、カロート（納骨堂）を開ける際に拜石などをずらす必要がありますので、石材店に手伝って頂く場合は、必要に応じて石材店に依頼してください。

⑤当公社へ納骨(改葬)の届出を行う。

当公社書式の書類に必要事項をご記入の上、提出してください。

⑥当公社霊園の墓地に納骨する。

④で決めた日取りでご納骨します。

なお、当日公社から立ち合うことはございません。

以上が大まかな流れになります。